

# 平成24年度 事業報告書

平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで

特定非営利活動法人 子どもの村福岡

## 1 事業の成果

第7年度は、子どもの村福岡が開村して3年目の年になった。この年、総理大臣表彰や福岡市都市景観賞を受賞し、これらを記念して、今年4月に開催された「祝う会」は、子どもの村福岡がいかに多くの方々に支えられているか、を改めて実感させる場となった。第7年度、福岡市から「家庭支援センター」を委託された。この実績は第8年度の「児童家庭支援センター」へと引き継がれることになった。このように、子どもの村福岡は社会的養護の子ども(要保護児童)だけでなく、その危機にある子ども(要支援児童)と家庭にも目を向けた活動へと踏み出す年となった。

前年に引き続き、東北支援の活動も旺盛に取り組んだ。東北における里親普及と支援、そして「子どもの村東北」設立への支援も行い、6月、NPO 法人の設立に至った。日本 SOS は8月に設立、全国を視野に入れた活動へと歩みだし、今後「福岡」は新しい立場でこれを支え、連携していく。このように、子どもの村福岡は、日本における家庭養護の流れをつくりだす上で積極的な役割を果たしてきた。その概要を事業項目に沿って報告する。

### (1) 子どもの村の運営事業

- 1) 育親アシスタントの採用など子どもの村の組織・運営体制が一層充実した。
- 2) 子どもは13名となり、ファミリーホームが1棟生まれた。
- 3) 専門家サポートが充実してきた。
- 4) 地域との関係が一層深まった。
- 5) 村への来訪者は、この1年 1753 名にものぼった。

### (2) 社会的養護の子どもと家庭への支援・システムの研究開発事業

- 1) 子どもの養育支援システムの確立を課題として取り組んだ。
- 2) 地域の子育て支援、里親支援にも取り組んだ。
- 3) 福岡市より初めて「休日・夜間子どもサポート相談事業」を受託し、実施した。
- 4) 「家庭養育支援ネットワークと心のケア」を実施し、専門研修を行うとともに、多分野のネットワークづくりで前進を見ることができた。ここでは、弁護士たちと作成した「里親 Q&A」、「子どもプログラム」に特筆すべき成果を上げた。また、「家庭擁護を支える多分野のネットワークと連携」をテーマとするフォーラムを福岡、東京で開催し、多分野からの関心を集めた。

### (3) 子どもの社会的養護に関する情報提供・啓発事業

広報チームのメンバーを増やすなど体制を整え、財務部とも連携して取り組んだ。ニュースレターの発行、オンライン広報、街頭宣伝活動、ボランティアグループとともに行った「草の根広報活動」など数多くの活動を行い、支援会員の継続、新たな寄付者の開拓にも大きな役割を果たした。

### (4) 子どもに関わる個人・団体・その他関係機関などとの連携事業

- 1) 「ファミリーシップ福岡」(「新しい絆」プロジェクト)
- 2) 「子どもにやさしいまちづくり」ネットワークとの連携  
ネットワークが主催した第11回「市民フォーラム」に、子どもの村東北の理事などを招き、子どもの村福岡とネットワークの支え合う関係を視察してもらった。
- 3) 福岡市子どもの虐待防止活動推進委員会への参加  
行政や子どもに関わる関連機関、NPO による委員会、企画提案の役割を担う作業部 会とともに、より有効なシステムづくりを目指していくことが期待されている。

### (5) 運営資金に関する取り組み

- 1) 支援会員増強・支援寄付促進の取り組み  
支援会員会議・感謝の会、子どもの村の見学会などを丁寧に取り組み、キャンペーンを実施。新聞への告知、街頭募金など広報部会と連携して行った。

### (6) 子どもの村福岡後援会など支援団体との連携

- 1) 昨年9月には、チャリティコンサートの支援や連絡委員による村見学の実施など、子どもの村福岡を側面的に支援するバックボーンとしての役割を担っていただいた。
- 2) 子どもの村を支える小児科医の会  
世話人会を中心に、県内多くの小児科医に個人会員・団体会員として継続支援をいただいている。

### (7) SOS 子どもの村インターナショナル(SOS CVI)との連携

- 1) 日本 SOS 子どもの村の設立支援と連携  
SOS インターナショナルとの協定により、子どもの村福岡の役割として、NPO 法人日本 SOS 子どもの村を準備し、2012 年 8 月に設立した。これにより、福岡が担った役割は新しい組織に引き継がれるが、連携関係は今後も大切にされる。
- 2) 子どもの村東北の設立・運営支援  
福岡の経験に基づき支援したことにより、NPO 法人東北が、2012 年 6 月に設立。2014 年度中の開村をめざして、支援の努力が続いている。

## 2 事業の実施に関する事項

### (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	内 容	実 施 日 時	実 施 場 所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
第5条(1) 子どもの村運営事業	①子どもの村維持管理 ②子どもの村の運営事業	通年	子どもの村	15人	社会的養護を必要とする子ども・里親及び地域住民100名	40,596
第5条(2) 社会的養護の子どもと家庭への支援・システム研究開発事業	①子どもの養育支援システムの確立 ②地域支援 ③子育て休日・夜間サポート事業(福岡市委託事業) ④家庭養育支援ネットワークと心のケア事業 ⑤家庭養護と国連「子どもの代替養育に関するガイドライン」の普及啓発	通年	福岡市内	10人	社会的養護を必要とする子ども及び里親、その支援者のべ500名	7,629
第5条(3) 子どもの社会的養護に関する情報提供・啓発事業	①子どもの村に関する広報活動、街頭キャンペーン ②公開フォーラム・シンポジウム・卓話	通年	福岡市内	のべ450人	不特定多数の市民	6,775
第5条(4) 子どもに関わる個人・団体・企業・その他関係機関などとの連携	①ファミリーシップ福岡・子どもにやさしいまちづくりネットワーク・福岡市こどもの虐待防止推進委員会・後援会との連携 ②仙台市・福岡市をつなぐ地域間ネットワーク事業	通年	福岡市内	のべ30人	社会的養護を必要とする子どもたち多数	0
第5条(5) SOS子どもの村インターナショナルとの連携	①日本SOS子どもの村の設立支援と連携 ②子どもの村東北の設立・運営支援	通年	福岡市内	のべ7人	社会的養護を必要とする子どもたち多数	2,066